

令和元年度

会派 新しい風
視察等報告書

研修報告書

会派 新しい風
後藤 正樹

先般、参加しました研修について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 研修名：世界一丁寧で、わかりやすい 議員向け財政研修
2. 講師：森 裕之（立命館大学政策科学部教授、博士（政策科学））
3. 開催日：令和元年10月28日(月)・29日(火)
4. 開催場所：TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター
5. 参加者：後藤 正樹
6. 研修に参加して：
〈概要〉

今回、私が参加した研修は、「『決算カード』から読み取れる！世界一丁寧で、わかりやすい 議員向け財政研修」という、初当選から10年目までの議員を主な対象とする研修である。2日間にわたって、参加した自治体の議員たちが、それぞれの自治体の決算カードを使って、決算の状況を理解するうえで必要な重要概念や用語などについて学んだ。また、他自治体の実例を踏まえて、近年の自治体財政に関わる問題についても学ぶことができた。

研修1日目の内容は、歳出に関する以下のようなものであった。

- ・目的別と性質別の違い
- ・歳出のうちの自治体のお金とその他のお金
- ・繰出金と補助費等を見るポイント
- ・積立金と公債費について

歳出の中身を吟味するにあたって、自治体の経費を分類する方法は、大きく2つある。

1つは目的別歳出で、経費をその支出目的にしたがって、議会費、総務費、民生費などに分類するものである。目的別歳出は、行政分野ごとに、縦割りで設けられた部・課などの組織に対応しており、何のためにいくら使ったかを表している。都道府県と市町村を比較すると、両者の担っている役割を反映して、目的別歳出には大きな違いもみられる。研修の中で、具体例として取り上げられたのは、都道府県においては教育費が大きいということであった。これは、都道府県が多くの高等学校の設置者であることだけでなく、市町村立小中学校の教職員給与の3分の2を負担していることによる（残り3分の1は国が負担）。その一方で、総務費の占める割合が市町村において高いのは、戸籍や住民登録に関する事務を市町村が担っているからである。

もう1つは性質別歳出で、経費をその経済的性質に即して分類するもので、「人件費」、「物件費」、「扶助費」などに分けるものである。説明の中でとくに印象に残ったのは、「物件費」に分類される委託料に、人件費相当額が含まれる場合は注意を要するとの指摘であった。「繰出金」は、一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費で、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などの公営事業及び公営企業に対する繰出し等がある。公営企業への繰出については、地方財政法第6条で規定されている独立採算制の原則から、同条で定められた例外的な場合に限って、支出が認められる。自治体が、条例に基づいて、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける「積立金」の中では、財政調整積立金〔基金〕についての詳細な説明があった。財政調整積立金は、自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、一般に地方自治法241条に基づく基金の形で行われるために、財政調整基金ともいう。「人件費」や「扶助費」とともに義務的経費とされる「公債費」は、地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。「人件費」や「扶助費」と異なり、過去の債務の支払に要する経費であるから、裁量がとくに認められない義務的経費である。「公債費」による負担の重さを判断するための指標として、実質公債費比率や公債費負担比率が用いられる。義務的経費に対する「投資的経費」の内訳に関して、国庫支出金を受けて実施する補助事業と、国庫支出金を受けずに一般財源や地方債を使って実施する単独事業の区分けがあるが、最近は「投資的経費」についてだけでなく、一般行政経費についても、補助事業・単独事業という表現を使うようになっている。最後に、「前年度繰上充用金」は、当該年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入の一部を繰り上げ、当該年度に支出するものだという。具体的な方法としては、当該年度の会計をいったん赤字で決算

し、翌年度の歳入の一部を財源として翌年度の歳出に「前年度繰上充用金」を計上して、当該年度（翌年度から見れば前年度）内の歳出として支出するとのことである。理屈としては理解できるが、実務上、このような措置がなされる具体的なケースについての説明はなかったので、研修後に調べてみたところ、いくつかの自治体における興味深い実例が見つかった。一般会計や国保の特別会計の累積赤字を複数会計年度にわたり、連続して「前年度繰上充用金」として補正したという事案であった。これらの実例から、歳入の前借りのようなものである「前年度繰上充用金」は、会計年度独立の原則の例外たる非常措置（地方自治法施行令166条の2）であるから、健全な財政運営の見地に立てば、濫用すべきではないことがわかった。

研修2日目の内容は、財政収支に関する以下のようなものであった。

- ・自治体の黒字、赤字って何？
- ・実質収支と実質単年度収支の違い
- ・近年の自治体財政の赤字問題
- ・全国自治体は全て黒字。でも本当は半分以上が赤字のワケ

当該自治体が黒字なのか、それとも赤字なのかを知るために決算カードの「収支状況」を確認する。収支には、以下のような区分がある。

- ・形式収支（歳入歳出差引額） 「歳入決算総額」から「歳出決算総額」を差し引いた額。次年度の繰越金や、財政調整基金となる。
- ・実質収支 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を除いた額。当該自治体の黒字・赤字は、通常、これにより判断される。
- ・単年度収支 当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるから、その影響を控除したもので、当該年度でどれだけ黒字（赤字）が増えたのかを判断するもの。
- ・実質単年度収支 単年度収支の中に含まれる実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金や公債の繰上償還金）や、赤字要素（過去の積立金の取崩し額）を控除した額。
計算式：単年度収支 + 積立金 + 繰上償還金 - 積立金取崩し額
実質単年度収支をみると、積立金を取り崩すことできか黒字にしたのか、黒字が少ないようでも借金を早めに返済したのか、将来のために積立金を増やしたのかがわかる。

〈所感〉

数ある議員向け研修の中から当該研修を選択して参加したのは、議員として初めて迎える12月定例会における決算審査と、3月定例会における予算審査をするうえで、財政についての基本的な理解と一定程度の知識が欠かせないと考えたからである。「世界一丁寧で、わかりやすい」か否かはさておき、財政についての勉強を始めようとする初学者にとって、当該研修はわかりやすく丁寧なもので、また、向学心を刺激するものであったことは確かである。

今回の研修で学んだことについての理解をさらに深め、今回の研修では学べなかつたことについても貪欲に学びながら、自己研鑽を重ねていきたい。

以上